

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2024

秋号



No.581

Schedule 主要行事予定

9月	
9日(月) <small>一般不可</small>	●青年部会役員会 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 19:00～
12日(木) <small>一般不可</small>	●県連女性部会連絡協議会セミナー 【場 所】 ローズホテル横浜 【時 間】 14:30～
24日(火) <small>一般不可</small>	●令和6年度税制セミナー 【場 所】 崎陽軒本店 【時 間】 14:00～
27日(金) <small>一般可</small>	●新設法人説明会(※予約制) 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 13:30～
10月	
3日(木) <small>一般不可</small>	●第40回全国大会鹿児島大会 【場 所】 城山ホテル鹿児島 【時 間】 14:00～
8日(火) <small>一般可</small>	●第41回源泉所得税研修会① 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 13:30～

15日(火) <small>一般可</small>	●第41回源泉所得税研修会② 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 13:30～
16日(水) <small>一般不可</small>	●青年部会役員会 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 19:00～
22日(火) <small>一般可</small>	●第41回源泉所得税研修会③ 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 13:30～
24日(木) <small>一般可</small>	●電子帳簿保存法説明会及び 決算法人説明会(※予約制) 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 13:30～
11月	
5日(火) <small>一般可</small>	●第41回源泉所得税研修会④ 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 13:30～
8日(金) <small>一般不可</small>	●第38回全国青年の集い福井大会 【場 所】 フェニックスプラザ 【時 間】 14:00～
11日(月) <small>一般不可</small>	●青年部会役員会 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 19:00～

14日(木) <small>一般可</small>	●第28回ほうじん劇場 【場 所】 サルビアホール 【時 間】 17:30～
19日(火) <small>一般可</small>	●第41回源泉所得税研修会⑤ 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 13:30～
24日(日) <small>一般可</small>	●第17回トレジャーハンティング in つるみ 【場 所】 神奈川県東部総合職業技術校 【時 間】 12:30～
26日(火)	●納税表彰式 【場 所】 キリンビール横浜工場レセプションホール 【時 間】 15:00～
27日(月) <small>一般可</small>	●新設法人説明会(※予約制) 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 13:30～
12月	
9日(月) <small>一般不可</small>	●青年部会役員会 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 19:00～
19日(木) <small>一般可</small>	●電子帳簿保存法説明会及び 決算法人説明会(※予約制) 【場 所】 法人会会議室 【時 間】 13:30～

新入会員紹介

支部名	法人名	正会員・賛助会員		氏 名		住 所	
		電 話		業 種		紹 介 者	
潮田	(株)大陸	正会員	上地ユリ子	下野谷町1-32-24			
		045-503-3448		電気工事業	AiG 損害保険(株)		
鶴見旭		個人賛助	宮川昌樹	馬場1-15-1-7			
				不動産業	(有)亀村屋		
生麦	(株)コアビジョン	正会員	渡邊剛佑	大黒ふ頭6番東緑地ジェイトレーディングCY内			
		045-628-9108		耐震補強工事	(株)ワイズラボ		
市場	(株)TANCHO	正会員	丹頂秀樹	栄町通1-9-23			
		045-508-3301		鷹・土木工事業	(株)野路		
駒岡末吉	(株)ケイエムエス	正会員	兼子武義	駒岡5-22-9-402			
		045-834-4770		機械器具保守点検	専務理事 伊藤悦子		
駒岡末吉	(有)駒岡工業	正会員	竹本 功	駒岡2-1-26			
		045-584-7767		鷹・管工事	AiG 損害保険(株)		
鶴見西	(有)鷹小塚	正会員	小塚桂太	北寺尾6-28-9			
		045-584-8880		鷹	大同生命保険(株)		
区外法人	(株)LIFE Tie	法人賛助	岩本大輝	川崎区京町1-3-10-102			
		044-201-9560		遺品整理業	川崎南法人会		
鶴見旭	(株)Bell Polite Foods	正会員	鈴木泰史	上の宮1-16-5			
				食品コンサルタント	大同生命保険(株)		
豊岡佃野	(株)ファーストビルト	正会員	竹園隆博	豊岡町29-5			
		045-581-0600		アスベスト対策工事	専務理事 伊藤悦子		
豊岡佃野	(株)MTR	正会員	御手洗君子	豊岡町19-9第2澤田 聖徳ビル			
				建設業	澤野商事(株)		
豊岡佃野	(株)ひだまり	正会員	栗原 忍	佃野町21-3			
		045-642-5739		障害児通所支援、教育、飲食	大同生命保険(株)		
豊岡佃野	(有)新和電設	正会員	高野 勲	豊岡町8-12平和プラザ411号			
		045-583-2858		電工事業	AiG 損害保険(株)		
駒岡末吉	(株)紫恩	正会員	青木貴子	駒岡3-6-12			
		045-580-3108		介護施設	(有)昭和鋳金工業		
鶴見中央	(株)サルータ(鰻の成瀬 鶴見店)	正会員	須貝かおり	鶴見中央4-11-9エッジ横浜第3ビル103			
				鰻屋の経営	専務理事 伊藤悦子		
豊岡佃野		個人賛助	関根健児	鶴見1-8-5			
				法律事務所・弁護士業	(株)マイルストーンジャパン		

表紙モデル募集 会員ご家族の思い出に、お子様やお孫さんの成長の記念に。ホットラインの表紙モデルはいかがですか。鶴見法人会事務局 045-521-2531



Index	第13回通常総会……………	1	令和7年度税制改正要望案 ……	8～9
	税務署長 着任の御挨拶……………	3	鶴見税務署からのお知らせ……………	10
	鶴見税務署 新旧幹部職員一覧表……………	4	会員紹介……………	11
	法人課税部門幹部紹介……………	5	いい風、吹け。……………	12
	事業レポート……………	6～7	横浜市からのお知らせ……………	13

第13回通常総会

6月20日(木)



大島会長挨拶

第13回通常総会を崎陽軒本店にて開催した。宮田副会長の開会で始まり、大島会長があいさつをおこなった。

『今日は、会員の皆様には、公益社団法人鶴見法人会の第13回通常総会にご出席をいただきまして誠に有難うございます。

開催にあたり、ご来賓と致しまして、鶴見税務署より署長の馬場様、法人課税第1部門統括国税調査官の鷺津様、同じく上席国税調査官の大谷様、並びに神奈川県税事務所より前任の所長の郷家様が変わり、新たに着任されました所長の寺内様にご臨席を賜りました。公務多忙のなか誠に有難うございます。

まず、会員の皆様に日頃より鶴見法人会の活動に当たりご理解とご協力賜り心よりお礼申し上げます。

さて、昨年の5月8日に新型コロナウイルスの取り扱いが5類に引き下げられ、漸くコロナ以前の生活が徐々に戻りました。鶴見法人会は9月より通常の活動を再開致しました。再開にあたり、物価の上昇、人手不足、人件費の高騰など中小企業を取り巻く環境が大変厳しい中、各委員会の皆様に尽力して頂きました。総務委員会では財政難のなか、公益法人としての収支相償や公益比率を念頭に、各委員会にコストダウンの要請を行ってもらいました。広報委員会では年6回から4回に発行回数を減らすなか大変読みやすい内容になっております。特に今回の夏号の表紙は今年の3月31日開催した「つるみばんぱく」の集合写真を使い皆さんの表情がとても良く撮れていて素晴らしい表紙となっております。組織委員会では「新入会員交流会」を企画実施、新たな試みが会員の増強と退会防止につながると確信しております。厚生委員会は新たな企画で「つるみばんぱく」を3月31日に開催しましたが、活気あふれる内容でこれからの事業の大きな柱になると思っております。事業研修委員会は、「ほうじん劇場」や「地域振興助成事業」で主に公益に資することを行ってほしい、集客には大変力を注いでもらいました。また、法人会の核となる税制委員会は、前委員長が病気のため退任した後、新たに若い副委員長を登用して今まで以上の税制改正要望を図れる委員会に生まれ変わりました。また青年部会では、パワーの塊の様な部会長のもと、「トレジャーハンティング in つ

るみ」を昨年の11月19日に鶴見大学の体育館を利用して頂き原点回帰となる外回りを入れた形で実施、無事に終えております。女性部会では絵はがきコンクールを依頼する小学校を鶴見小学校に獅子ヶ谷小学校を新たに加えて行いましたが、鶴見税務署の馬場署長に選考頂いた鶴見小学校の生徒の作品が上部団体の最優秀作品に選ばれました。これは絵はがきコンクールを始めて14年目の快挙となりました。また支部においては、駒岡支部と末吉支部を合併して初代支部長に重寿司の岩澤さんをお願いして快く引き受けて頂き大変感謝致しております。また、神奈川県監査が昨年の10月13日に行われ、特段の指摘事項もなくお褒めの言葉を頂戴して終えております。これ以外にも沢山の事業が行われ、無事に消化できたことは皆様のご協力の賜物と心から感謝申し上げます。今後も引き続き宜しくお願い致します。

さて来年は、いよいよ中小企業の2025年問題の年となり、70歳を超える経営者の数がピークを迎え廃業を考えている経営者も大勢いる様です。鶴見法人会でも退会理由に廃業が最近多くなって参りました。法人会の運営にとって転ばぬ先の杖ではありませんが先手を打って対策を考え、進めて行かなければと痛感致しております。この一年しっかり対策を考え議論して具体的にしていかなければと思っております。皆様にもご理解とご協力を仰ぐこととなりますので宜しくお願い致します。

結びに当たりまして、皆様の事業のますますのご発展とご健勝を祈念申し上げまして私のご挨拶といたします。』と述べられた。

総会では、議事を始める前に会員増強表彰式を行った。その後、会長が議長を務め、令和5年度収支決算報告を堀野総務委員長が、会計監査を小島監事がおこなった。続いて、令和5年度事業報告、令和6年度事業計画を森松事業研修委員長が、令和6年度収支予算を堀野総務委員長がそれぞれ報告をおこなった。続きまして、来賓祝辞を鶴見税務署長 馬場靖夫様より、神奈川県税事務所長 寺内 功様よりいただいた。

最後に山田副会長が閉会を宣言して総会は終了した。



開会の辞 宮田副会長



来賓挨拶 馬場鶴見税務署長



来賓挨拶 寺内神奈川県税事務所長



堀野総務委員長



会員増強表彰



森松事業研修委員長



小島監事



閉会の辞 山田副会長



懇親会 乾杯挨拶 石渡税理士会支部長



懇親会 来賓挨拶 渋谷鶴見区長



委員会 PR 森松事業研修委員長



委員会 PR 菱田広報委員長



委員会 PR 野路厚生委員長



部会 PR 青年部会



部会 PR 女性部会



懇親会 閉会の辞 岡野副会長

税務署長 着任の御挨拶



鶴見税務署長 福永 秀文

公益社団法人鶴見法人会の皆様方には、ますます御清栄のことと御慶び申し上げます。

この度の人事異動により、第61代の鶴見税務署長を拝命いたしました福永でございます。馬場前署長同様よろしく御願い申し上げます。

大島会長をはじめ役員、会員並びに事務局の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、よき経営者を目指す方々の団体として税知識の普及・高揚を目的とする事業、地域企業の健全な発展に資する事業及び地域社会への貢献を目的とする事業等を展開しておられます。

昨年度におきましても、女性部会が主催する「税に関する絵はがきコンクール」では、貴会の最優秀作品が全法連女性部会連絡協議会会長賞という名誉ある賞を受賞され、また、青年部会が主催する「トレジャーハンティングin つるみ」では、参加者とスタッフ合わせて500名を超える大規模なイベントを成功されました。これらの事業はいずれも小学生を対象とした租税教育を主たる目的とするものであり、継続しておられることに心より敬意を表しますとともに、今年度におきましても各事業の成功を御祈念申し上げます。さらに、「ほうじん劇場」や「地域振興助成事業講演会」では広く参加者を募り、多数の地域住民の方への貢献をされたほか、能登半島地震からの復興を支援する目的で前年度から始められた「つるみばんぱく」は、準備期間がわずかであったにもかかわらず皆様方の御尽力により大盛況であったと伺っております。

皆様方が一致団結し熱意を込めて事業に取り組まれていることに対しまして、誠に心強く感ずるとともに、税務署といたしましても事業がより活発に行われるための協力は惜しまない所存です。今後も魅力ある活動を続けていただきますよう御期待申し上げます。

「消費税インボイス制度」につきましては、本年10月1日で制度導入から1年を迎えることとなります。皆様方の御協力のおかげをもちまして、制度導入後も順調に推移しております。現在は、適格請求書発行事業者の登録申請をされていない事業者の方の個別の状況等に応じたきめ細やかな対応ができるよう個別相談を充実させるとともに、継続して署において相談会を行うこととしております。皆様方には、広報等の面で引き続き御協力を賜りますよう御願いたします。

現在、国税当局では、社会のあらゆる分野におけるデジタルの活用の急速な広まりに歩調を合わせるべく、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の推進に取り組んでおります。具体的には、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に加え「事業者のデジタル化促進」に向けた施策を実施することとしております。その一環として、国税電子申告システムe-Taxのさらなる充実、キャッシュレス納付の利用拡大及び年末調整事務の簡便化に努めてまいります。皆様方にも、税務手続の面からのデジタル化の促進に御協力を賜りますよう御願いたします。

結びに当たり、公益社団法人鶴見法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

鶴見税務署 新旧幹部職員一覧表

令和6年7月10日付

令和6事務年度				部門 及び職名	令和5事務年度			
氏名	異動元				氏名	異動先		
	部署名	課部門	職名			部署名	課部門	職名
福永 秀文	東京国税局 調査第四部	調査 第41部門	統括官	署長	馬場 靖夫	退官		
露木 正人	大和署		副署長	副署長	江崎さおり	東京国税局 課税第二部	甲府署派遣	酒類業調整官
駒田 裕次	留任			特別調査官 (法人担当)	駒田 裕次			
岡田 宏樹	留任			総務課長	岡田 宏樹			
都祭 知也	留任			管理運営部門 統括官	都祭 知也			
金谷 奈奈	東京国税局 徴収部	特別整理 第9部門	主査	徴収統括官	安齋 正孝	目黒署	徴収第2部門	統括官
大西 玲香	本所署	個人課税 第2部門	統括官	個人課税 第1部門 統括官	永友 大介	横須賀署	個人課税 第1部門	統括官
三谷 幸博	留任			個人課税 第2部門 統括官	三谷 幸博			
小野 千絵	東京上野署	資産課税 第3部門	統括官	資産課税部門 統括官	赤澤 憲一	東京国税局 総務部	業務センター 大手町分室	主任管理官
山之口 章	東京国税局 調査第四部	調査総括課	情報技術 専門官	法人課税 第1部門 統括官	鷺津 晋一	東京国税局 課税第一部	国税訟務官室	室長補佐
阿達 和則	留任			法人課税 第2部門 統括官	阿達 和則			
柳井理絵子	留任			法人課税 第3部門 統括官	柳井理絵子			
久保由紀子	留任			総務課 課長補佐	久保由紀子			
大谷 昌弘	留任			法人課税 第1部門 上席調査官 (法人審理)	大谷 昌弘			
中澤 奨也	留任			法人課税 第1部門 上席調査官 (源泉審理)	中澤 奨也			



副署長 露木 正人

公益社団法人鶴見法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

この度の定期人事異動により、大和税務署副署長から転任してまいりました露木でございます。前任の江崎副署長同様、よろしくお願いいたします。

貴会におかれましては、租税教育活動や租税啓発活動のほか、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、大変すばらしい御実績を挙げられていると伺っております。

貴会の活動に関しまして、私共といたしましてもできる限りの支援をさせていただく所存でございますので、引き続き税務行政、特に鶴見税務署の署務運営に対しまして、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人鶴見法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



法人課税第1部門 統括国税調査官 山之口 章

公益社団法人鶴見法人会会員の皆様方におかれましては、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。私は、この度の人事異動で東京国税局調査部から転任して参りました^{やまのくち}山之口でございます。

前任の鷲津統括官同様、御厚情を賜りますようよろしくお願いいたします。

公益社団法人鶴見法人会は、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組まれるなど、地元が無くてはならない存在と伺っております。

私共も微力ではございますが、できる限りのご支援をさせていただく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第1部門 法人審理担当上席 大谷 昌弘

法人会の皆様方には、日頃よりお世話になっております。税務行政にご協力いただき、ありがとうございます。

引き続き鶴見税務署勤務となりますので、皆様方の事業活動を側面からご支援いたします。どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第1部門 源泉審理担当上席 中澤 奨也

法人課税第1部門の中澤でございます。今年度で鶴見税務署3年目となり、昨年に引き続き源泉所得税務を担当することとなりました。源泉徴収制度に関しては、改正事項が多く、会員の皆様には対応にお手数をお掛けしております。本年度においては、例年にはない定額減税による月次減税事務及び年調減税事務が生じているため、研修会の実施の際には、より簡単に理解できるような説明を心がけて円滑な事務処理に繋がればと思っています。一年間どうぞ宜しくお願いします。

事業 Report

令和5年度活動報告会

5月21日(火)

女性部会

女性部会「令和5年度活動報告会」をホテルプラムにて開催した。来賓として、鶴見税務署 馬場靖夫署長ほか幹部の皆様、大同生命保険(株)新横浜支社の皆様、本会より伊藤副会長他をお迎えし、部会員など30名が参加した。

第1部では1年間の女性部会の活動を、写真を用いた冊子と共に報告。第2部では、江崎さおり副署長より「税に関する豆知識」をテーマとして、交際費の話題を皮切りに、副署長のお好きなワインの豆知識やワインと税金のお話、また昨年から実践中の「かかと落とし健康法」の結果報告など楽しいお話を交えてご講演いただいた。

さらに第3部では美味しい食事とお酒をいただき来賓、会員の皆様と大変賑やかで楽しいひと時を過ごし親睦を深めた。



第62回チャリティーグリーン研修会

5月23日(木)

厚生委員会

レイクウッドゴルフクラブに於いて、第62回チャリティーグリーン研修会を開催した。今回は神奈川法人会の方にもお声掛けて合同(鶴見:20名、神奈川:16名)でプレーを楽しんだ。表彰式、鶴見での懇親会にも参加頂き交流を深めた。



2023年度事業報告会

5月30日(木)

青年部会

会場となる鶴見法人会会議室に於いて、部会員47名、来賓8名、卒業生1名の計56名が参加し、2023年度の事業報告会が執り行われた。今回は来賓として本会より大島会長、高木担当副会長、伊藤副会長にご臨席頂いた。始めに本間副部会長の開会挨拶により報告会の幕が開け、その後、横山部会長による挨拶があった。続いて、馬場税務署長と大島会長から来賓の挨拶をいただいた。

その後、池田書記より2023年度の事業報告、収支報告並びに委員会活動報告が行われ、飯川書記から2024年度の事業計画の発表がされた。今回新しい取組みとして、船越統括副会長による健康経営についての講話があった。有効求人倍率など我々中小企業にとって身近な事例から健康経営の必要性を説いた。青年部会員の健康経営への意識が高まる、とても有意義な時間となった。横山部会長より卒業生に記念品授与を行い、卒業生が青年部会での思い出を語った。

最後に原副部会長による閉会の挨拶後、記念撮影を行い無事に2023年度事業報告会が終了した。



租税教室

6月1日(土)

女性部会

獅子ヶ谷小学校創立45周年記念行事の一環として開催されたフェスティバルにおいて、お招きをいただいて租税教室を開催した。

当日は役員7名が参加し、児童向けに税金パズルや税金カルタをおこなった他、昨年の絵はがきコンクールに提出された獅子ヶ谷小学校児童の作品も掲示、大変多くの児童に参加してもらい、大盛況となった。

初めての試みではあったが、当部会にとっても有意義な体験となった。



定額減税説明会

6月5日(水)、6月13日(木)

税制委員会

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されることとなった。そのため、実施に当たり、源泉徴収義務者の皆様に制度の理解を深めていただき、必要な準備を進めていただくため、定額減税説明会をおこない、延べ70名が参加した。



新入会員交流会

6月11日(火)

組織委員会

新入会員9名、役員29名、来賓2名、他7名の総勢47名が参加し、講演会を法人会会議室にて開催した。第一部講演会は、伊藤担当副会長の挨拶から始まり、横須賀委員長の挨拶、来賓紹介、法人会の紹介を町組織副委員がおこなった。鶴見税務署法人課税第1部門統括国税調査官 鷲津 晋一様より、演題「税務署のお仕事」の講演をおこなった。引き続き第二部交流会は、法人会会議室にておこない、新入会員の皆様と本会の役員との交流が図られた。



6月組織例会

6月16日(日)

青年部会

昨年も大変好評だった、会員同士の親睦を深め、より一層の連携・結束の強化を目的としたバーベキュー親睦会をリコバ鶴見屋上にて行った。

当日は朝まで雨だったにも関わらず、天気は日焼けをすくくらいまでに回復。青年部会員46名、部会員の家族など48名、高木副会長をはじめ来賓4名、神奈川法人会などゲスト13名のご参加をいただき、当初の予定を大幅に上回る総勢111名による盛大な会となった。

相澤部会員が司会のもと、始めに横山部会長の挨拶、続いて高木副会長の乾杯挨拶の後、バーベキュー親睦会がスタートした。

開始とともに各テーブルからは楽しそうな声が聞こえ、横山部会長によるオマール海老、タラバガニ争奪じゃんけん大会には子どもだけでなく、各テーブルの大人達も代表者として参加し大いに盛り上がった。

途中から始まった女性達による尻相撲大会は未成年部門と成人部門に分かれ、熱い戦いが繰り広げられ、大いに盛り上がった。

また、サザエ釣り、スイカ割りには大勢の子ども達が参加し、とても楽しんだ。水浴びも始まり、大人も子どもも快晴の中、笑顔が溢れていた。

最後に実行委員長村上の挨拶により、バーベキュー会は無事に終了した。



教養研修会「フィットカラーレッスン」

7月4日(木)

女性部会

女性部会員15名が参加し、教養研修会と題し、会員企業であるフェイシャル&メイクさくら オーナー櫻本ゆかり様を講師にお迎えし「フィットカラーレッスン」を法人会会議室にて開催した。

正しいクレンジング方法、肌にやさしいスキンケア方法、また自分に似合うカラーの選び方など実践を中心に学び、参加者は自分の好きなカラーと似合うカラーの違いを発見したり、サンプルを頂いたり、和気あいあいと有意義な時間を過ごした。



令和7年度税制改正要望案(公益社団法人 鶴見法人会)

財政健全化に向けて

高齢化の進展や国際情勢の変化などによって、必要な歳出が年々増えている。政府には将来世代が支えられる負担には限界があることを理解し、歳出に優先順位をつけ、劣後するものは可能な限り削減ないしは増加を抑制するべきである。

例えば、社会保障費については、給付と負担が不均衡の状態にあり、社会保障費の増加に見合う税収等を確保できず、国民負担率の増加が危ぶまれる。また将来世代は、自らが関与しない現在の財政の支出によって、さらなる税負担を負わざるを得ず、不満が高まることが予想される。財政支出の抜本的な見直しを進め、受益と負担のアンバランスの解消を急務とすべきである。

社会保障制度に対する基本的考え方

現在の年金制度では、一定期間にわたり保険料を納めるが、受給する年金額は生活していくために十分とせず、国民は老後に不安を感じている。これらが年金不払いの一因になっているとも考えられることから、年金受給額の増額を要望する。

年金の財源確保のために、保険料の納付義務者を増やす必要があり、そのひとつの手段として少子化対策が挙げられる。しかし、少子化対策として子育て世代に現金の支給を行うために、その財源を医療保険料から確保するなど本末転倒と考える。現金支給は、緊急事態に対応するための一時的対策であり、根本的対策ではない。安心して保険料を納付できる環境を構築することが必要である。

行政改革の徹底

行政サービスの必要性とそのあり方を再点検し、最小の支出で最大の市民サービスの提供を目指すべきである。また、地域による極端な不平等を発生させてはならない。しかしながら、財政面等行政が直面する課題は極めて多種多様であり、深刻な課題が多いのも事実である。政府と地方自治体はその分担を含め業務に取り組む姿勢を新たに、多種多様な課題を前例に囚われることなく柔軟に対応し、優先順位を見直し、民間の良いところも取り入れ、効率的かつ地域差の少ない市民サービスの提供を推進していくことが必要である。

マイナンバー制度について

マイナンバーカードの交付率は8割を超えており、政府は利用・普及には積極的だが、情報流出やシステムトラブルへの対応が不十分である。最近では健康保険証との一体化などをめぐり、カードの登録に関する情報管理面で問題が生じている。今後も個人情報の漏洩やプライバシーの侵害など、負の側面の拡大が懸念される。中小企業に対する個人情報保護対策支援も不十分であり、マイナンバー制度の利用増加に従ってプライバシー侵害などに対して企業で対応するケースも増えると考えられる。企業における個人情報保護対策に対する資金面・税制面での支援強化を検討することを要望する。

中小企業の活性化に資する税制措置

法人税に関して、中小企業者等に適用される軽減税率の特例税率15%を本則化するべきである。また、産業構造の変化や法制度の変化など、今後の厳しい環境の変化に対応するためにも、昭和56年以降800万円以下に据置きされている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に金額まで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業者等へ配慮すべきである。

事業承継税制の拡充

平成30年度税制改正において、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度は、事業承継税制の10年間の特例措置が創設されたが、現在まで、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、制度の検証を行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限は令和8年3月末まで延長されたが、

中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、納税猶予制度については、贈与税あるいは相続税の納税を猶予する制度であることには変わりがなく、猶予制度を廃止して免税制度にすべきである。また、中小企業が円滑な事業承継を行うためには、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、さらなる見直しを積極的に行い、本格的な事業承継税制の拡充を求める。

消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠くことのできないものである。しかしながら、軽減税率制度は事業者への事務負担が大きく、税制の簡素化や税務執行コスト、税収確保の観点からも問題が多い。軽減税率制度を廃止し、単一税率にすべきである。

また、昨年10月1日にインボイス制度が導入され、あわせて電子帳簿保存法の改正による電子データの義務化に対応するため、事業者の事務負担がさらに増加している。

このような状況の中で事務負担等の軽減措置として、「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)」や「一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(少額特例)」、「少額な返還インボイスの交付義務免除」などが実施されているが、適用対象者の拡大や適用期間の延長など、中小企業者に対するさらなる対策と配慮が求められる。

地方創生

地方創生は単なる税の分配や減税による支援ではなく、地方創生事業が推進し、成長していく環境を税制面から支援をするという発想で進めるべきである。例えば1980年代大分県で提唱された「一村一品運動」のような事業を積極的に税制面で支援することを求める。この事業には「物」以外の無形のものや新しい文化を造るという事業の対象を大きく広げ、税制面での支援をし、他方で事業の自立を促すために、時限的立法によることを要望する。

財政・行政の効率化

市町村、都道府県、国家のそれぞれにおいて重複している財政と行政の権限を移譲し、地方が動きやすい体制への改革が必要と考える。国の役割を再構築し、47都道府県を広域にわたる広域自治体への再編成や市町村の合併を推し進め、組織をスリムに、風通しの良い、機動性の高い組織に改編することを要望する。

繰越欠損金の無期限化

諸外国に比べ我が国の繰越期間が短く、企業の国際競争力の観点から好ましくない。企業にとって課税上の期間損益の通算は、経営の安定化を図るために非常に重要な制度であることから、欠損金の繰越期間を無期限化すべきである。

賞与引当金及び退職給与引当金の損金算入

賞与や退職金について、給与規程、退職金規程等で支給基準が明確に定められているのであれば、企業は従業員に対して確定的な債務を有していると考えられる。「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」等、企業会計では、賞与引当金、退職給与引当金の計上が求められていることから、法人税上も損金算入を認めるべきである。

役員報酬損金算入の緩和

現行制度は役員給与の損金算入が限定されているが、報酬は業務執行の対価であると考えられる。役員報酬に係る各企業内の制度設計に照らして、損金算入できる範囲の明確化等、実務上の判断に資する所要の措置を検討し、一定の要件を更に緩和するなど、損金算入と対象給与の範囲拡大を求める。

交際費損金算入の緩和

交際費は周辺地域に対する地域振興や社会貢献活動等に不可欠な費用であるとともに営業費用としての一面もある。企

業の活動にとって必要な費用を否定することは誤りであることから、抜本的な見直しを行い、損金算入要件の大幅な緩和を求める。

受取配当金の益金不算入

配当金は株主としての地位に基づいて分配される剰余金であり、支払法人側が損金算入されないのであれば、受取法人側も益金算入すべきではない。したがって、本来の二重課税排除の趣旨に即し、受取配当等は全額を益金不算入とすべきである。

手続きのデジタル化及び簡素化

あらゆる税務手続きに関して、バックオフィスの更なる生産性の向上やコロナ禍で定着しつつあるテレワークという働き方を考慮すると、より一層のデジタル化が必要になる。行政においてデジタル庁の下、DXの推進が掲げられていることから更なるデジタル化を求める。また、デジタル化のみならず、真に必要なものに絞り込む等の手続き自体の合理化、簡素化を図るべきである。

減価償却制度の見直し

商品のライフサイクルは時代と共に短くなってきており、現行の法定耐用年数は実情に合わず長いと考える。そのため、耐用年数の見直しによる短縮を行うべきである。

また、今後想定されるインフレ下においては物価の上昇が見込まれる。減価償却資産の取得価額にかかる即時損金算入の限度額を物価の上昇に合わせ、30万円へ引き上げを要望する。

所得税のあり方

基幹税として位置付けられる所得税については、直間比率との関連性を同時に考慮すべきである。税負担の「公平性」の観点からは、国民に広く税負担を求めることは当然のことと受け止めている。しかしながら、急速な円安に歯止めはかからず物価上昇は止まない中で2%の物価安定の実現が見通せるに至ったとしてマイナス金利政策は解除された。中長期のインフレ上昇率が続く場合、中小企業もそれに見合う賃金を増加させられるのか疑問も残る。以上の状況を踏まえれば、およそ30年実施されていないインフレ調整（所得税の課税最低限の引き上げ）の検討を行うことを要望する。

また、今年度開始になった「新NISA」では、金額に条件はあるもののその収益に所得税は課せられない。この制度の各人の運用可否には所得格差も大きく影響する。所得の再分配機能を精査し税負担の「公平性」を維持するためには課税累進度を高くし、資産所得を中心とする分離課税を縮小させていくことと併せて課税ベースの拡充を図ることが必要と考える。

現行の所得税は包括的所得税の考えを貫徹しているとは言えず、ガラス張りの給与所得者の不公平感を給与所得者以外についてぬぐえないまま、現在に至っている。給与所得者以外の所得も広く捕捉することも必要である。

各種控除制度の見直し等

社会情勢、経済社会の構造の変化を鑑み、各種控除制度の整理は必要であり、優先されるべきは「公平性」である。複雑化している各種控除は実態に即し、よりシンプル（簡素化・集約化）に整理するべきである。

・人的控除について

配偶者控除は、社会保障制度との関連性を見ながら廃止の方向で整理すべきと考える。高度成長期に一般化した家族形態をベースに構築されたものが、現実に即した形態へ脱却できていないのは問題である。

・社会保険料控除について

医療保険料は社会保険料控除の対象項目であるが、医療保険料へ少子化対策費を上乗せ徴収することには、反対する。医療保険料は受益者が受けるかもしれないサービスに対して徴収されているものであり、少子化対策費とはそもそも趣旨が違うものである。

・確定申告制度の拡充

給与支払者が行う年末調整によらず確定申告が必要となる給与所得者の給与収入下限（2,000万円を超える給与収入）の引き下げを要望する。

確定申告対象者が増加することで、企業の業務軽減、給与所得者の納税者意識の向上への一助になると考える。

相続税のあり方

相続税は高齢者の資産の流動化や消費意欲を高め、景気を活性化させる機能も期待されている。しかしながら、近年の地価上昇などによる相続税額の増加、少子化による相続人数の減少に伴う増税感の高まり、さらに平成27年の基礎控除改定後、負担率は既に先進主要国並みであることから相続税による課税は、必要最低限とすべきである。そのため基礎控除額を改正前の水準である5,000万円に戻すことを求める。

贈与税のあり方

贈与税は教育資金、結婚子育て資金、住宅取得資金などについての非課税措置があり、これらを用いることで生前贈与が活発に行われ、早い段階で資産の移転を受けた若年層にその資産を活用してもらうことで景気の浮揚に大きな効果が見込まれる。昨今の物価上昇などを考慮し各種措置の非課税額の増額と、平成13年以降見直しされていない基礎控除額110万円を見直し、240万円への増額を求める。

償却資産税について

日本経済を支える中小企業の事務負担の軽減のため、償却資産の申告につき少額減価償却資産については申告対象外とするとともに、申告提出期限を事業年度末とすることを求める。

事業所税の廃止

地方税法で定められた一部の都市にのみ課税されており、公平性の観点から廃止すべきと考える。

震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。改めてこれまでの効果を十分に検証し、予算執行の効率化を図ることが必要である。

日本に於ける震災はいつでもどこでも発生する可能性があるため、災害対策として謳われる自助・共助・公助の観点から、災害時には国民全体の負担を求めることも考慮し、自己資産の保全として、保険加入の促進を求め、火災保険の控除及び地震保険控除についての上限額を撤廃することを求める。併せて被災地での企業の定着、またはこれによる雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。また、国際的な復興の支援については、一時的な支出となるため、税率に反映する形ではなく国債発行にて支出することを求める。

環境問題に対する税制上の対応

日本国内では環境問題に対応するために地球温暖化対策を中心に様々な税制上の取り組みが行われている。例えば、グリーン税制、及び再生可能エネルギーによる売電に対する税制優遇処置などがある。しかしながら未だ中小企業にとって使い勝手のいいものとは言い難く対策も遅れている。中小企業の取引に幅広く適用できるよう更なる制度の見直しを要望する。

租税教育活動等の実施

子供達が、税の仕組みや社会の在り方を学び、自分の将来のために、新しい税金の使い道を提案できるようになるための租税教育活動の実施を要望する。

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

詳細はこちら



会員紹介



サービスブック同封の会員優待カードご提示で
★マークのサービスが受けられます。

株式会社 ミユキ

★ご成約金額に応じて QUO カードプレゼント

「まごころ」を着て、職場に心地よさを活力を。働く環境にフィットするこだわりのユニフォームとクリーニングサービスをご提案いたします。また、コインランドリー事業につきましては市場調査から運用までトータルサポートいたします。お気軽にご相談ください。

- 住所 横浜市鶴見区北寺尾 3-1-26
- 電話 045-582-5000
- FAX 045-582-5001
- 最寄り駅 鶴見駅
- 営業時間 9:00～17:00
- 定休日 日曜・祝日
- 法人 URL www.miyuki.ne.jp
- コインランドリー URL www.the24laundry.jp
- e-mail info@miyuki.ne.jp



中華料理 クーリン

★野菜酸辣湯 (サンラータン) スープサービス

暖かみのある店内は、厳選されたお洒落なインテリアが並ぶ落ち着いた雰囲気。

食材にこだわった絶品の中華料理をはじめ、季節ごとに変わる旬の素材を活かしたオリジナルの料理が数多く揃います。中でもフカヒレの茶碗蒸しは、これを目当てに遠方から来店する方もいる程の人気!! 美味しい紹興酒と共に中国の古き良き時代を感じながら楽しいひと時をお過ごし下さい。

- 住所 横浜市鶴見区鶴見中央 3-1-6
ダイアパレス鶴見第2 1F
- 電話 045-503-4175
- 最寄り駅 鶴見駅
- 営業時間 11:30～13:30、
17:00～21:00
- 定休日 火曜日



有限会社福昌産業

★賃貸契約の仲介手数料 20% OFF

創業42年。地元鶴見を中心に不動産を扱っております。お引越しをお考えの方、お部屋の募集でお悩みのオーナー様。ご満足頂けるように地域密着ならではの情報と誠心誠意の対応を心がけています。ご相談の際はぜひお気軽にご来店下さいませ。

- 住所 横浜市鶴見区鶴見中央 5-8-11
パークノヴァ鶴見 1F
- 電話 045-501-5243
- FAX 045-501-6823
- 最寄り駅 鶴見駅・京急鶴見駅
- 営業時間 9:00～18:00
- 定休日 毎週水曜・GW・夏季休暇・
年末年始



パブ & スナック みほ

★ワンドリンクサービス

仕事帰りの紳士淑女にとどまらず、ご近所のお馴染みなどで早い時間からワイワイ開店しています。レトロモダンでお洒落な店内には、JR鶴見駅西口の駅近という利便性も加わった超?ベテランママが、手作りのおつまみと共に待っています。鶴見の名物ママに愛に恋♡

- 住所 横浜市鶴見区豊岡町 22-28
第10高橋ビル 1F
- 電話 045-575-4137
- 最寄り駅 JR 京浜東北線
「鶴見駅」より徒歩1分
- 営業時間 17:00～24:00
- 定休日 日曜





いい風、吹け。

今年も近年に違わず、酷暑の日々が続いている。

こんな日は、冷えたビールが飲みたくなるものだ。

鶴見でビールといえば、生麦に工場を構える麒麟をおいて他にない。

そして、今年の麒麟ビールといえば「晴れ風」を語らざるを得ないだろう。

麒麟ビールが17年ぶりに発売したスタンダードビール「晴れ風」は記録的なヒットとなっている。発売後約1ヶ月で麒麟ビール過去15年のビール類新商品で最大の売り上げを達成、また発売から3か月で販売数1億本を突破し、年間販売目標を当初の1.3倍に上方修正するなど、話題に事欠かない。

発売日は4月2日とされていたが、西口駅前広場で「つるみばんぱく」が開催された3月31日、すでに西友の店頭では販売が開始されていて、私自身もちゃっかりオリジナルグラス付をフライングゲット! 午後もガンバル

活力にしていたのだ。

スッキリと爽やかな飲み口でありながら、ビールらしい主張もしっかりとある。飲みやすさと飲みごたえを兼ね備えたビールだと私は感じている。

その後も、トートバッグ、クーラーバッグなど販促品が出たと聞けば買いに走り、すでに何ケース買ったか分からない。ただ、自宅でビールを飲むことはさほど多くなく、過剰になった分は実家の父に届けているので、親孝行にも一役買ってくれている。

また一方で、「晴れ風」は購入するだけでも、風物詩の保全・継承に係る取組みを継続的に支援するシステムがある。それが「晴れ風 ACTION」だ。これは、購入によって寄付される他、専用サイトにアクセスすることによって付与される「晴れ風コイン」を使い、希望の自治体に寄付することもできる。

4月の発売当初からは第一弾として「桜の保全活動」に取り組み、目標金額を早々にクリア。

7月15日からは第二弾として「花火の支援活動」に取り組んでいる。近年は各地で、環境の変化や資金難によって中止を余儀なくされる花火大会が増えているらしい。鶴見においても、鶴見川サマーフェスティバルの花火がなくなって、寂しい思いをしている人も少なくないのではないだろうか。

さて、なぜ私がこんなに「晴れ風」を力説するのか?

それは紺の浴衣で微笑む推しのために他ならない。渋谷の巨大缶展示も、六本木ヒルズの夏祭りブースの出店にも、ホイホイ出かけていくし、お台場の「麒麟ビアサマー」にも友人と行く約束をしている。そして今は、抽選で当たった竹うちわが届くのを心待ちにしているところだ。このHOTLINEが発行される頃には手元に届いているだろうか。

(なお、アルコールが苦手な方は、ぜひ午後の紅茶をお楽しみください♡) (広報委員 簡奈津子)



納税証明の申請は **オンライン申請** が便利です!!

横浜市では、24時間いつでも・どこからでもオンラインで税証明を申請できます。
オンラインで申請いただいた税証明は、ご自宅に郵送で届くので、窓口への来庁が不要です。
また、郵送請求では必要な定額小為替や返信用封筒のご用意も不要になります。
大変便利なオンライン申請をぜひご利用ください!

申請に必要なもの

■個人の方

- ・マイナンバーカード
- ・スマートフォン
- ・クレジットカードまたはスマホ決済(※)

(※) スマホ決済・・・PayPay、LINEPay

■法人の方

- ・商業登記に基づく電子証明書
- ・パソコン
- ・ICカードリーダーライター
- ・クレジットカードまたはスマホ決済(※)

取得できる証明書

- ・市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書
- ・納税証明書
- ・固定資産税に関する証明書(評価証明書・公課証明書)

申請方法等

横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、
専用アプリのインストールが必要です。
詳細は、本市ウェブサイトをご参照ください。
【お問合せ先】各区役所税務課

横浜市 税証明 オンライン申請 **検索**



窓口に出向かずに、市税の納付ができます

地方税共通納税システム ▶ スマホ決済 ▶ クレジット納付 ▶ ペイジー納付 ▶ 口座振替
税目や納付書の種類によってご利用いただける納付方法が異なります。
お手元に納付書をご用意のうえ、利用可能な納付手段をご確認ください。

横浜市税 納付方法 **検索**



鶴見法人会に入りませんか？ 法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約1800社が入会

入会
の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

第15回 税金に関する絵はがきコンクール 作品大募集

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施しております。お知り合いの方々へもお声かけをお願いいたします。

1. テーマ 税金に関する絵
2. 応募資格 鶴見区在住、又は鶴見区の小学校に在学している小学生が対象です。
3. 応募点数 児童1人につき1点とします。
4. 応募方法及び応募先

専用の応募用紙は、鶴見法人会事務局にて配布しています。
 また(公社)鶴見法人会HPよりダウンロードすることもできます。
 応募用紙付属の「はがき」または「官製はがき」に氏名等の必須事項および税金に関する絵をかいて、ポストに投函してご応募ください。

5. 応募締切 **2024年10月31日(木) 必着**



第15回 税金に関する絵はがきコンクール

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施しております。お知り合いの方々へもお声かけをお願いいたします。

1. 応募内容

1. テーマ 税金に関する絵
(例えば、税金で造られている建物、施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)
2. 応募資格 鶴見区在住、又は鶴見区の小学校に在学している小学生が対象です。

絵を描くときのポイント

- ・書くちどりにして書く自由ですといよ。
- ・裏書きを入れてね。
- ・裏書きにも色をつけてね。

3. 応募点数 児童1人につき1点とします。

4. 応募方法及び応募先

付属の「はがき」又は「官製はがき」に氏名等の必須事項および税金に関する絵を描いて、ポストに投函してください。
 ※必ず裏書き素材は削ぎません。インターネット等よりの複製は不可とします。
 (応募先: お問い合わせ先)
 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1
 アリス第二ビル5階
 公益社団法人 鶴見法人会 tel 045-521-2531

5. 応募締切 2024年10月31日(木)

郵便はがき

〒23000051

鶴見中央4-36-1
 ナイス第二ビル5階
 公益社団法人
 鶴見法人会 女性部会

「税金に関する絵はがきコンクール」係

※の必須事項を必ずご記入ください。

小学生の 学年	年	月	日	性別
年	月	日	男	女
住所	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____			
電話番号	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____			
フリガナ	姓 _____ 名 _____			
氏名	姓 _____ 名 _____			

6. 審査 全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

7. 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人に通知いたします。
 なお、優秀作品につきましては、表彰状と副賞を贈ります。又、公益財団法人 全国法人会連合会(女性部会)が実施するコンクールに出展いたします。
 ・鶴見区長賞・鶴見法人会 会長賞
 他 多数 **★副賞★図書カード**

8. 注意事項

- 1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- 2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 3) 審査員が法人会ホームページやプリント等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- 4) 応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税金に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉公益社団法人 鶴見法人会 女性部会
 公益財団法人 全国法人会連合会
 〈後援〉国 郵 庁

法人会

私たちは税金を通して、お互いに支え合って暮らしています。自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう!

税金って何?

- みなさんも自分の「おこづかい」でお買い物をしたときに、商品代と一緒に「消費税」を払っています。税金は「みんなに役立つこと」や「社会で助け合う活動」に使われています。
- つまり、みんなで社会を支えるために集められる「会費」と言えます。その他に身近な暮らしの中にもいろいろな税金があります。

会社や土地には 法人税
 車や土庫には 固定資産税
 家賃を支払う人は 所得税
 お買い物したら 消費税
 マイクには 自動車税

税金はどんなことに使われているの?

みなさんに一番身近な「学校」では、校舎を建てたり改修するため、毎日使っている教科書や机・イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入などに使われています。

これだけではなく、みなさんが安心して遊ぶように公園の整備、毎日安全に登下校ができるように道路の整備、安全な暮らしのために警察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作るために、様々なところで役立っているのです。

詳細は、専用応募用紙をご覧ください。

鶴見法人会 女性部会